

指定管理者を募集します

● 企画課 ☎64-7711 ●

町では、平成18年度から指定管理者制度の活用を図り、現在、町有施設において管理運営の委託を行っています。

「玉村町B&G海洋センター」の指定期間（平成26年4月1日から平成31年3月31日）が今年度末をもって終了となることから、次期指定期間について指定管理者を募集します。

1. 対象施設	玉村町B&G海洋センター（玉村町大字飯倉59番地4）
2. 指定管理者が行う業務	①利用の許可に関する業務
	②施設および設備の維持管理に関する業務
	③その他町長が必要と認める業務
3. 指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）
4. 指定管理料	指定管理者との協定により決定し、業務履行年度ごとに支払います。
5. 利用料金等収入の取り扱い	指定管理者は、利用料金等を収入として収受し、事業目的に沿って使用することができます。
6. 応募資格	法人その他の団体で、個人の応募は不可（その他詳細は、募集要項に記載）
7. 募集要項等の配布	平成30年7月24日（火）から8月3日（金）まで（土・日曜日除く）玉村町社会体育館で配布します。

第3回「たまむらの風景フォトコンテスト」を開催します

● 企画課 ☎64-7711 ●

玉村町ならではの風景、景観、祭やまだ知られていない玉村町の情景などを題材にたまむらの風景フォトコンテストを開催します。皆さんの力作をお待ちしています。

テーマ 玉村町ならではの四季折々の「風景、景観、祭」などの情景、まだ知られていない玉村町の情景

写真規格 【一般部門】四切（ワイド四切可）・A4サイズ 【高校・大学生部門】A4サイズ以下

注意事項 ・平成30年3月以降から締め切り日までに撮影した未発表作品に限ります。

・応募点数は1人3点まで。一般部門と高校・大学生部門の両方に応募することはできません。

受付期間 平成31年1月4日（金）～2月28日（木）

賞金等 【一般部門】グランプリ10万円（1点）、準グランプリ5万円（1点）、入選2万円（5点）、佳作5千円（10点）

【高校・大学生部門】グランプリ1万円分クオカード（1点）、準グランプリ5千円分クオカード（1点）、入選2千円分クオカード（2点）、佳作千円分クオカード（3点）

※詳しくは、町ホームページに掲載してある、第3回たまむらの風景フォトコンテスト開催要領をご覧ください。

